

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111
FAX 973-9819

子育て

「子ども手当」の申請がまだの方はお早め！

児童家庭課

☎973-4983

児童手当に代わり、4月1日から子ども手当が創設されました。子ども手当は中学修了前までの子どもが対象となり、所得制限がありません。

9月30日までに申請をすると4月に遡って手当を受給することができます。

【対象者】

- ・ 中学2年生～中学3年生の子を養育している方
- ・ 所得制限等で児童手当を受給していなかった方

※なお、子どもの両親のうち所得が高い方が受給者になります。

※公務員の場合は勤務先で申請してください。

現況届（子ども手当）はお済みですか？

現況届は手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認する大切な届けです。現況届の提出がないと平成22年6月分以降の手当（10月期支給）が受けられなくなりますので、早めに提出してください。

※平成22年4月以降、新たに子ども手当の申請（出生・転入・子ども手当創設による申請等）を行った方は、現況届は必要ありません。

募集

市立幼稚園臨時教諭の募集

うるま市立教育研究所

☎978-2158

平成22年度長期研究教員として教育研究所に入所する幼稚園教諭補充としての臨時教諭を募集します。

【とき】平成22年10月1日～

平成23年3月31日

【ところ】うるま市立大願幼稚園

【対象】幼稚園教諭免許保持者

【定員】1名

【申込方法】うるま市立教育研究所に履歴書を提出（後日面接実施）

【申込期限】平成22年8月27日（金）



児童扶養手当が父子家庭へ拡充！

8月1日から、児童扶養手当が父子家庭の皆さまにも支給対象になります。

父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※要件に該当していても、認定できない場合もありますので、窓口でご相談ください。

例：父が公的年金を受けている
父が事実婚の状態であるときなど

手当額（月額）

受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められ、通常4か月分が4月、8月、12月に支払われます。

児童1人の場合 全部支給：月額 41,720円
一部支給：月額 41,710円～9,850円
児童2人以上の加算額
2人目 5,000円
3人目以降1人につき 3,000円

申請時期

支給要件を確認のうえ、平成22年11月30日までに申請してください。

- 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は、「8月分」から支給されます。
- 平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方は、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

なお、11月30日を過ぎて申請した場合は、「申請の翌月分」からの支給になります。（10月末日までの申請分は、12月に支払い予定です）

※受給者となる本人以外の申請・相談は受け付けられませんのでご了承ください。

申請場所

児童家庭課窓口（本庁2階）
☎973-4983